

2019年度 事業計画書

社会福祉法人 明成会

目 次

1	事業方針	2 頁
2	障害者支援施設オイコニア	4 頁
3	グループホーム笑和	14 頁
4	相談支援事業所わらわ	16 頁
5	デイサービスセンター緑林荘・さくら貝	18 頁
6	居宅介護支援事業所りょくりん	22 頁
7	配食サービス	22 頁
8	地域における公益的な取組	24 頁
9	職員研修	25 頁

2019年度

事業方針

政府の社会保障・働き方改革に向けた検討が進められるなか、「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善が行われることとなりました。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う報酬改定（改定率は障害福祉サービス：プラス0.44%、介護：プラス0.39%）も実施されます。

四万十町においては、急速に少子高齢化、人口減少が進行し高齢化率が43%を超えるとともに、要支援・要介護認定者は2020年までほぼ横這い、その後2025年にかけて約4%減少することが予測されています。また、障害者の状況は、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるものの、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。しかしながら、15～64歳の生産年齢人口はかなり減少し、本会においても人手不足が深刻化してきました。そのため、人材確保対策を推進すべく、人材が集まる魅力ある法人づくりにより一層取り組まなければなりません。

こうした中で、『働き方改革による生産性向上の推進』を図るため、業務内容、職員配置の見直しのほか、ICT化と介護福祉機器の活用等を通じ、多様な業務負担の軽減や職場の環境改善に積極的に取り組んでいきます。

また、社会福祉法人制度改革の第1の柱に『経営組織のガバナンスの強化』が位置づけられ、社会福祉法人としての事業を適正かつ継続的に行うための仕組みへと見直されました。改正後、2年が経過しましたが、特に「法人の組織目的の明確化」や「経営、監督、監査機能の構築」等の項目については不十分なところもあり、今年度は『情報の共有化』『内部の管理体制』といった仕組みづくりを理事会において検討し整備していくことで、ガバナンスを向上させ、職員の満足度の向上、地域社会との信頼関係の構築につなげていきたいと考えています。

今年度から明成会中長期計画に基づいた事業計画書を作成し、事業経営を行うこととします。

<厨房の増改築工事>

障害者支援施設オイコニアは、開設当初から徐々に事業が拡大するとともに築25年が経過し、厨房の老朽化及び提供食数に応じた調理作業場の整備が喫緊の課題となっていました。今年度は、昨年策定した社会福祉充実計画に基づき、総事業費約8,000万円の厨房の増改築工事を実施することとします。このオイコニアの厨房は、明成会の各事業所の厨房機能を兼ねていることから、事業費については各事業所からの資金移動も計画しています。増築することにより、施設利用者への食事の充実を図るとともに在宅の配食サービスのニーズ拡大にも柔軟に対応でき、厨房の衛生面の環境整備等も同時に解消することが可能となります。

2019年度の重点項目として以下の項目をあげています。

○ICTの活用による業務効率化

積極的に業務のICT化を図ることで事務作業の軽減、業務の効率化に取り組んでいきます。具体的にはタブレットを活用したケース記録等への入力、動画による業務マニュアルを作成するなど電子マニュアル化、情報共有の手段としての活用等に取り組めます。また、業務担当者以外からICT化で効率化できるものはないか違った視点から様々な可能性を検討していくものとします。

○介護職員の処遇改善

福祉・介護処遇改善加算の取得要件に基づき、法人・事業所内における配分方法等を検討し介護職員等の処遇改善を行うとともに介護人材の確保に努めていきます。

○地域貢献委員会の設置と取組み

社会福祉法人として地域貢献という視点で、どういった活動ができるのか具体的な検討を行い、実践につなげていくために地域貢献委員会を発足し、定期的な話し合いの場を設置します。構成メンバーには、地元の民生委員や評議員の方などにも参加してもらい、地域の課題解決のためにまず住民ニーズの把握に努めていくこととします。

○災害対策と事業継続に向けて

大規模災害に備え、マニュアルに基づいた実効性のある訓練を実施することにより、ご利用者や職員の安全を確保します。(マニュアルの検証と見直し)

福祉避難所として、地域の自主防災組織等各関係機関と開設運営訓練等を通して連携を強化し、要配慮者の受け入れ態勢を整え、主体的に法人としての役割を果たしていくこととします。

○財務管理の強化

施設の改築や事業の継続に備えた資金を確保していくため、法人全体で資金を管理し、施設整備の資金を計画的に積立していかなければなりません。そのために、中長期計画に沿った予算統制、適切な財務管理を行うとともに、事業の執行状況を毎月確認しながら、理事会に報告していくこととします。

○ホームページのリニューアル

人材確保対策の一つとして、SNSを活用した人材確保が主流となりつつあるため、専門業者にホームページのリニューアルを依頼し、ホームページを充実させるとともに、スマートフォン向け情報提供を実施します。

[障害者総合支援法による障害福祉サービス事業]

《障害者支援施設 オイコニア》

ご利用者の自己決定と自己選択を尊重しながら、夢の実現にむけた良質かつ安心、安全なサービス提供に心がける。また、創作活動の充実や社会活動、機能訓練等による身体機能の維持、向上を図りながら、ご利用者一人ひとりが持つ能力を十分に発揮できるような、その人らしい空間を提供するなど、ご利用者にとって過ごしやすい環境となるよう配慮し、より自立した生活ができるような取り組みをしていく。

日中活動事業である生活介護サービスについては、サービス内容の充実にむけて、支援体制の構築を図りながら、日中活動支援プログラム、地域活動プログラムの見直しを行い、地域住民や家族等との交流を図る。また、訓練室とも連携しながら、個別支援体制の充実を図るとともに、地域移行に対する要望があれば実現が可能となるようご利用者と話し合い、自立に向けた支援を進めていきたい。

居住支援事業の施設入所支援については、ご利用者のプライバシーの尊重に努めつつ、より快適で自立した生活ができるような環境設定に取り組む。また、業務を見直すことで、標準化を図るなど、質の向上に向けた取り組みを行う。

今後も障害福祉制度の動きを確認しながら対応を図り、ご利用者が安心、安全に生活ができるように支援する。

1 日常生活支援

ご利用者個々のニーズに応じた適切な福祉サービスの提供ができるよう、環境の整備、及び情報提供等を行いながら、生活の質の向上、問題解決能力の向上を引き出し、より自立した生活の場の確保を図り、目的達成に向けての支援をする。

① 相談・支援活動

ご利用者との信頼関係を築き、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの把握に努め、ご利用者やご家族に対しその相談に応じ、必要な助言その他の支援を行う。また、ご利用者や他の職員、関係者から情報を収集し、ご利用者と問題の原因・性質を多角的に検討し、ご利用者の要望を聞きながら問題解決に努める。

② 個別生活支援計画

ご利用者の状況やニーズに応じた適切なサービス提供をするための支援計画を作成・実施していく。そのために必要となるアセスメントは確実にを行い、生活していくうえで解決すべきニーズを明らかにしていくよう努める。さらに作成・実施された支援計画をモニタリングのもと修正をしていき、ご利用者一人ひとりが、その人らしく過ごすことができる支援計画の作成に心がけていく。

また、3ヶ月に1回の定期的な個別生活支援計画の策定、見直しを行い、その際に開催さ

れるケアカンファレンスには、サービス管理者・看護師・管理栄養士・作業療法士・生活支援員必ず参加し、援助方針について討議を行い、ズレが生じないように努める。さらに地域移行を考えているご利用者や、身体レベル等の低下により特別な支援を望むご利用者には、ご家族にも参加を促し、ご利用者の夢や希望が実現できるよう支援する。

③ ライフサポートケア

ご利用者がより安心・安全で快適な生活が送れるように各委員会が定期的な会議の開催を行い、継続性のある内容の濃い活動へと繋げていく。さらに、各班に専門的な知識と技術を高めるとともに、事例研究を取り入れ、各専門職種間の連携を強化しながら、ご利用者個々のニーズに沿った日常生活の充実が図れるよう努める。

③-1 日中活動委員会

日々の生活の中で、ご利用者と職員が楽しみを共有できる時間をもてるよう活動していく。ご利用者の想いや意見に寄り添いながら、ご利用者、職員ともに自分の持ち味や特技を活かし、日常生活がより豊かで、楽しい時間となるよう支援する。外出支援では、県内に新設された施設も予定しており、新たな経験ができるような環境設定も行なう。また、「スヌーズレン」を通して、感覚面に働きかける空間を提供できるような環境設定を進め、活動の選択肢が増えることで、やりたいこと、生きがい等を見つけられるような支援を続けていく。また、一人ひとりの生活が充実したものとなるような活動を提供していく。

③-2 安全対策委員会

ご利用者の安全確保に対する職員の適正な意識の確立を行い、リスクマネジメントに取り組む。また、介護技術委員とも連携し、職員個々の技術の向上を図り事故防止に努めると共に、感染症が発症しないようマニュアル等の見直しを図り、事故報告書状況分析と集計を行いご利用者の安心、安全なサービス提供に努める

近年、施設外に出る可能性のあるご利用者がおられる為、徘徊マニュアルの対応を職員に徹底していく。

③-3 介護技術委員会

「ご利用者と職員が共に安心できる支援を行う」と意識を持って目の前のご利用者に向き合い今後も安心できるケアに努める。また、ノーリフティングケアに積極的に取り組み、技術指導を行っていくとともに、福祉用具の種類を増やしていき、ご利用者へのケアの質の向上に努める。

また、腰痛予防、身体拘束の両方の視点からベッド柵をその人に応じた物に変更していけるように検討するとともに、安全対策委員とも連携しリスク管理も行う。

③-4 業務見直し委員会

業務内での無駄な時間をはぶき、ご利用者への支援が安定して提供できる環境をつくると共に勤務形態の見直しも随時行い、効率良く勤務ができるように検討していく。

前年度導入したタブレットを活用して業務の効率化ができるように検討していく。

④ 懇談会

ご利用者がより安心し快適な生活ができるよう、利用者自治会役員懇談会、利用者懇談会等を定期的開催し、意見や要望を聞く機会を設け、ご利用者からの要望が反映できる取り組みを行う。

⑤ 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処するよう努める。今後も第三者委員には定期的な訪問を実施してもらい、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を行う。

2 健康機能の維持、体調管理

ご利用者の加齢に伴い、身体機能、ADLの低下がみられるようになり、その為基礎疾患の重症化、合併症の併発、褥瘡の発症リスクも高くなることが考えられる。特に肺炎リスクの高いご利用者が救急搬送により入院するなど呼吸器系の合併症が増加傾向であり、吸痰技術のレベル向上や異変の早期発見、緊急時の対応等を現場職員が日々研鑽に努め、今後も観察を行いながら引き続き支援をする。その他、環境条件の影響やストレスなどにより、病態の重篤化へと移行するリスクが高く、ご利用者一人ひとりの原因疾患の他に、現時点での現症を把握し、職員に状態把握と理解、協力を求めている。

また、職員の腰痛の発症・悪化・蔓延化を予防するためノーリフティングケアの統一、腰痛予防体操の実施、介助時の作業姿勢や動作等要因の把握及びリスク回避について検討する。

① 健康診断と健康保持増進

ご利用者健康診断・・・胸部レントゲン（4月／年1回）

採血 検尿（4月・10月／年2回）

他各種検診（婦人科、胃カメラなど）希望者への支援

嘱託医にて随時週2回（水、土）診察と健康指導

体重測定・・・毎月1回

血圧測定・・・週1回以上

インフルエンザ予防注射（11月）・・・ご利用者、ご家族に同意を得た上で希望者に実施

高齢者肺炎球菌ワクチン・・・対象ご利用者にはご本人、またはご家族に通知し希望者に実施

定期的歯科検診・・・・・・・・・・医師及び歯科衛生士による検診指導

職員健康診断・・・・・・・・全職員（5月）・胸部レントゲンと心電図（40歳以上）

採血・検尿（夜勤者は5月・11月／年2回）・腰痛検査

インフルエンザ予防注射（11月）

② 感染予防対策

- ・ 手洗い、うがいの励行を周知徹底する。
- ・ インフルエンザ、ノロウイルスの発生しやすい11月から2月は特に他職種と協力し最大限予防と感染を最小限に食い止められるように衛生管理強化を図る。
- ・ 感染対策委員会にて、食中毒等の予防対策について検討を行う。また、定期的及び必要に応じて研修を実施し、知識の普及や啓発を行うとともに、衛生管理の徹底を図る。

③ 疾病発症時は嘱託医との連携の下、該当診療科受診と適切な処置を行う。

④ 生活介護・短期入所サービス利用者も含め、ご利用者の健康状態、基礎疾患を見据え、確実に個別支援計画立て支援して行く。

⑤ 褥瘡予防対策

- ・ 他職種と連携し、発症や悪化させないように努める。

- ⑥ 専門職としての自覚を持ち、適切な医療、看護を行う。
 - ・ 資質向上のための研修会や勉強会に参加する。
 - ・ 専門誌を定期購読し知識向上に努める。

3 食生活支援について

ご利用者のニーズを反映した喜ばれる献立作り、季節感のある家庭的な食事環境作りを行い豊かで楽しい食生活が提供できるようカフェテリア選択食の充実に努める。また、ご利用者の生活機能の維持改善とQOLの向上、自立を支援するために大きな役割として適切な栄養管理、総合的な観点からの栄養ケアマネジメントを実施しご利用者が健康に生活していけるよう支援していく。

今年度は厨房の増改築工事が予定されている。ご利用者の食生活にできるだけ影響のないよう工事状況に合わせた献立作成、調理作業等、安全な食生活支援への対応を実施する。

① カフェテリア方式による選択食の実施

朝食：和 or 洋選択

昼・夕食：複数メニューより選択

② 行事食

新年会・忘年会・お花見弁当・レストランなど季節に応じた行事の実施

③ 健康維持増進

栄養ケアマネジメントに基づいた個別栄養管理を行い低栄養・過栄養の予防や疾病の治癒・悪化防止など健康維持増進に努める。また、障害や加齢による嚥下困難者など個々の身体状況に応じた安全かつ安心な嚥下食の提供を行う。

④ 嗜好調査（年1回）

日常の食事や行事食、食事環境に対する意見や要望をアンケートで実施する。調査結果で出てきたニーズには出来るだけ早く対応し食事に対する満足度に応える。また、課題については他職種と協働し迅速に対応をとる。

⑤ 食生活検討会（月1回）

ご利用者がより健康に暮らせるよう助言や情報の提供を行う。また、必要に応じ個々の栄養相談も合わせて実施する。

⑥ 衛生管理・厨房設備機器の管理

- ・ 食中毒対策の徹底

電解水利用による衛生管理（強酸性電解水による殺菌）

調理器具の衛生管理

新鮮な食品の選択、検品

感染症流行時期の衛生管理強化（ノロウイルス対策・検便）

- ・ 業務委託先へ徹底した衛生管理・健康管理指導の要請
- ・ 設備機器の点検

4 リハビリについて

ご利用者一人ひとりの性格や疾患の特性、ご利用者とご家族の要望を把握したうえで、身体機能や精神機能、認知機能、日常生活状況などの評価を行い、評価に基づきニーズを導き出す。その時、その場のニーズに応じて計画を立案し、個々の思いや生活に密接したリハビリを提供する。リハビリ内容は身体機能面のみに目を向けるのではなく、各個人にとって価値のある活動を展開し、各疾患の特性に応じた幅広い活動を提供する。そして、楽しみや役割のある生活を目指す。近年、機器類が老朽化してきており使用できないものもあるため、必要機器の更新も行う。

他職種とも連携し、施設全体における生活支援を行う。そして、ご利用者自身が施設内から地域へより広く関心を持ち、社会参加へ繋がるよう支援を行っていく。

① 潜在能力の維持と改善、廃用症候群の予防

生活動作を維持するため、関節可動域訓練や筋力トレーニングなどの機能訓練を行う。受動的なリハビリではなく、個々の生活に合わせた計画をご利用者と一緒に考え、実行し、評価をしていく。自主的なトレーニングを積極的に取り入れ、必要に応じて個別に機能訓練を実施する。

② 生活行為を向上するためのマネジメント

ご利用者の思いや他職種からの情報、作業療法評価から生活の中での介入点をみつけ、ご利用者の状態に合わせた動作練習や介助方法の工夫、福祉用具等を適合することで、生活動作の維持・改善、自立度の向上を目指す。介入後には再評価を行い、継続して実行できる環境をつくる。

③ 社会生活意欲の向上

成功、失敗ともに実際の体験を経て、自身で考えながら経験を積み重ねられるような支援を行う。そして、個人のニーズに沿った地域移行や社会参加を目指す。

④ 意欲、活動性の向上

ご利用者の性格や身体状況を把握し、個人に寄り添った支援ができるよう心理的側面も考慮する。受動的な機能訓練だけでなく、能動的に取り組める作業活動を提供するため、活動内容を発信し、客観的な評価を得る等の工夫を行う。日中活動や生活場面へとつながるような活動を意識し、より意欲を引き出せるような支援を目標とする。

⑤ 車椅子評価用紙の作成・適合

ご利用者の身体状況と生活状況、車椅子の使用状態を評価し、身体に合った車椅子を業者と相談し申請を行う。また、完成した車椅子を身体・生活場面に適合するよう支援を行う。

⑥ 自助具等福祉用具の提案作成

日常生活動作や余暇活動がより楽に行えるようになり、生活範囲や趣味が広がるよう支援していく。

※リハビリ室に限定せず生活全般を考慮したリハビリを実施する。特に訴えのないご利用者に対しても十分に目をむけたリハビリの提供に心掛ける。

5 施設内外行事計画

行事を実施することにより、参加への自発性、社会性の養成、個性の伸長を促すとともに、ご利用者・職員・ご家族相互の親睦と信頼につなげ、心身ともにより豊かな人生の実現を目指すことを支援する。また、ご利用者の要望や反省点を踏まえた行事の提供ができるように、実施担当者やご利用者を交え話し合いを行うなどし、より充実した内容となるように連携を図っていく。

主な年間行事計画

- ・ お花見（4月）

桜の花を見て頂きながら春の到来を肌で感じてもらう。また、ご家族や知人、職員と食事や余興を通じ交流を図る。
- ・ 日帰り旅行（年間を通じて実施）

施設外での宿泊、食事、買物をする事で施設以外の方々との交流を図る。また、施設から離れ、楽しい一時を味わってもらうことにより心身のリフレッシュをしてもらう。
- ・ 夏祭り（7月）

夏の到来を肌で感じながら、ご利用者と職員間での交流を深める。
- ・ 明成会秋まつり（10月）

日頃より明成会の事業に対し、ご理解ご協力いただいている地域の皆様に参加していただき、ご利用者・職員と交流を深め感謝の気持ちをあらわす。
- ・ クリスマス・年忘れ会（12月）

一年を振り返り、皆が健康であることを祝いながら、クリスマスの雰囲気を楽しんでもらい、ご利用者・ご家族・職員との親睦を深める。
- ・ 新年会（1月）

新年の雰囲気を楽しみ、ご利用者・職員間の親睦を深める。
- ・ レストラン（6月・8月・2月）

それぞれのテーマに沿って雰囲気づくりをし、ゆったりと楽しく食事を味わっていただく。
- ・ 園内喫茶

町内にある事業所、ボランティアの方々に協力して頂き、交流を図りながらゆったりとした雰囲気を楽しんでもらう。

6 環境整備

自然災害時における対策を講じ、安心・安全に生活ができる環境づくりに努めるとともに、ご利用者自らの力で自由に活動ができるよう、備品等の整備を行い、快適な空間づくりの提供に努める。

① 防災対策

災害時に必要となる食料品や生活用品、衛生用品等の備蓄、定期的な管理をし、災害発生時に、ご利用者が安心した状況で生活できるようにする。また、防災計画に基づいて、火災地震、風水害、土砂災害の訓練を実施する。

② 居住空間の改善

ご利用者が自己の力を最大限に活用できる住環境の提供を行うことで、不満なく自らの責任において、活動が可能となるような空間の確保に努める。

③ 環境美化

より快適な日常生活が送れるよう、生活環境の整備を行い環境美化に努める。

生活介護事業・短期入所事業計画

1 基本方針

① 生活介事業

在宅で生活をされている障害者の方を対象に生活介護サービスを行う。ご利用者個々の身体機能等に合わせた援助を行うことにより、在宅重度障害者の福祉の増進と介護家族の負担軽減を図る。

また、今年度より営業日を月曜日から金曜日に変更する。

② 短期入所事業

在宅で生活をされている障害者の方が、介護者の介護疲れ、冠婚葬祭などのために一時的に介護が提供されない場合や、介護者のリフレッシュなどの目的で短期入所サービスを利用していただくことにより、障害者、介護者の社会参加の機会の拡大と福祉の向上を図る。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行うと同時に、献立作成、盛り付けなどを工夫し、喜ばれる食事を提供する。また、ご利用者の体調に応じ食事の形態や内容に対応できるように、栄養士、調理師と共に努める。また、個々の能力に合わせた介助等が出来るような体制を確保し、楽しく安心した食事を提供する。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故のないよう細心の注意を払いながら、個々の能力や身体状況に応じた介助を行い、ゆっくりと心地よく入浴していただけるよう努める。

③ 相談及び援助

常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者やご家族に対応し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

④ 送迎サービス

送迎時は、事故のないよう安全に配慮し、常にご利用者の状態を観察しながらの運転に努め、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わり場となるよう心がける。

⑤ 日常生活援助

ご利用者の個々の状態を正確に把握し、個々に応じた援助を行い、人権の擁護とプライバシーの保護に努め、質の高い介護サービスを提供する。また、個々の身体機能やニーズに応じたプログラムを作成し、個別に支援ができる体制の確保を行う。

⑥ 健康管理

ご利用者の健康状態の把握に努め、在宅生活での健康相談を行う。また、不安感を

持っているご利用者の健康相談に応じることで、その不安の緩和を図る。

⑦ 機能回復訓練

ご利用者個々のADL向上に努め、身体面・精神面においても充実した生活を送れるよう支援するとともに、ご利用者、及びご家族の要望を把握した、より生活に密接した訓練を提供する。

⑧ 余暇・創作活動

ご利用者個々の身体機能やニーズに応じた日中活動の場を提供し、より満足度の向上に向けた支援を行う。また、各サークル等については、充実した内容のあるものを提供することでより豊かで、生きがいを感じられるような支援に努める。

3 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに処理するよう努める。また、第三者委員の方との連絡を密に行いながら、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を図る。

4 地域との連携

地域に開かれた事業として、地域の住民やボランティア団体等との連携・協力をしながら地域交流に努める。

《グループホーム 笑和》

ご利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、主として夜間において、ご利用者の身体状況及び精神状況並びに環境等に応じて、相談、入浴、排泄又は食事等の介護その他の日常生活上の必要な援助を適切かつ効果的に行うように努める。

また、日中は常時職員が配置をされていないことと、夜間は職員の配置がないため、不穏時等の行動の把握、及び防犯対策の強化を図るうえで防犯カメラの設置に向けて取り組む。

1 基本事業

① 日常生活の支援

食事、入浴、排泄等の介護及び調理、買い物支援、身辺の整理整頓への助言や支援並びに日常生活面における相談、助言、支援を行う。

② 社会生活の支援

福祉サービス等に係る申請支援、経済面での支援、家族への必要な情報提供、緊急時の報告など家族との連携を行う。

③ 医療的支援

健康管理、衛生面への助言や支援、必要時は医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携を行う。

④ 日中活動支援

日中活動事業所や就労先との連絡調整を行う。

⑤ 社会参加の支援

地域行事等へ参加し、地域との交流が図れるように支援する。

⑥ 個別支援計画の作成

アセスメントの実施、モニタリングによる修正、定期的なカンファレンスを開催し、ご利用者の状況やニーズに応じた支援をする。

2 職員研修

① 定期的な職員会の実施

② 外部研修会や内部研修会への積極的な参加

3 年間行事

4月	誕生日会、避難訓練（昼間火災想定）
5月	誕生日会、避難訓練（昼間地震想定）
6月	避難訓練（夜間風水害土砂災害想定）
7月	ショッピング、避難訓練（夜間火災想定）
8月	外食の日、避難訓練（夜間地震想定）
9月	誕生日会、避難訓練（昼間風水害土砂災害想定）
10月	明成会秋まつり、誕生日会、避難訓練（昼間火災想定）
11月	誕生日会、避難訓練（昼間地震想定）
12月	クリスマス会、ショッピング、避難訓練（夜間風水害土砂災害想定）
1月	初詣、避難訓練（夜間火災想定）
2月	誕生日会、避難訓練（夜間地震想定）
3月	誕生日会、避難訓練（昼間風水害土砂災害想定）

※その他、地域の行事（台地まつりやふくふくまつり等）への参加

4 防災訓練

火災や地震等を想定した避難訓練を毎月実施する。

《相談支援事業所 わらわ》

四万十町役場健康福祉課や各事業所と連携しながら、主に町内で在宅生活をされている方の計画作成に取り組む。また、計画作成にはつながらなくても、ご利用者が日頃困っていることについての相談ごとに対応していく。

現在、約100名のご利用者の支援に取り組んでいるが、利用者の数は急激に伸びることはないと思定される。しかし、ご利用者や地域の方々が抱える課題や悩みごとに対する相談は、相談支援専門が2名体制となったことで、より掘り起こされ、増えてくる傾向にあるため、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようきめ細やかで公正中立な支援を行う。

1 指定特定相談支援事業（計画作成）

① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

2 指定一般相談支援（地域移行・定着）

① 基本方針

施設や病院に長期入院等していた障害者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また、一人暮らしをしている障害者について、緊急時における連絡、相談等の支援を行う

② 基本事業

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

3 障害児相談支援事業

① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

4 四万十町相談支援事業

① 基本方針

障害者（児）及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供をする。
また、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した及び社会生活を営むことができるようにする。

② 基本事業

- ・福祉サービスの利用の援助
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・専門機関の紹介
- ・調整会議等への参加
- ・社会資源を活用するための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・その他の生活相談に対する助言・指導

[介護保険法による指定居宅サービス事業]

≪指定通所介護事業所・総合事業通所介護事業所

デイサービスセンター緑林荘・さくら貝≫

通所介護事業所の安定した経営のためには、新規ご利用者の確保や、利用中のご利用者の体調の変化に気を配る努力がこれまで以上に必要である。魅力ある事業所として、ご利用者やご家族、ケアマネージャー等に選んでいただけるよう、職員個々が感性や人間性を磨くとともに、専門職としての自覚と誇りを持ち、研修や自己啓発などにより資質の向上を目指していく必要がある。町内の通所サービス事業所連絡会などへ積極的に参加し、広い視点で事業を客観的に捉える力を養いたい。さらに、ご家族に向けても、ケアへのアドバイスをを行い、きめ細かなサービスや情報の提供により、信頼が得られるよう努めていく。

今年度も認知症の疾患別アプローチや適切な水分補給をベースにした認知症ケアに取り組み、廃用症候群の予防と改善を強化し、自立支援を行う。また、感染症や誤嚥を予防するために口腔ケアに力を入れるほか、筋力を維持向上するために、毎回行っている百歳体操を始め、さらにシルバー体操等の運動導入について検討していきたい。

また、ご利用者一人ひとりに心から楽しく喜んでいただくために、笑顔でのサービスを実践し、介護サービスの枠を超えた心の部分（ホスピタリティ）を意識して、ご利用者の気持ちに寄り添ったサービスを提供していきたい。

1 基本方針

ご利用者が可能な限り、長年住み慣れた居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供及び日常生活上の支援をおこない、ご利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持改善、並びに介護者である家族の身体・精神的負担の軽減を図る。また、ご利用者の苦情等に対しては、誠意をもって対応しご利用者の希望に沿った形で利用していただける事業の推進に努める。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行なうとともに、献立や盛り付けなどにも工夫し、喜ばれる食事の提供を行う。ご利用者の体調に応じ食事の形態や献立内容が変更できるよう栄養士・調理師と共に努める。また、能力に合わせ介助等が可能な体制を確保し、楽しく安心した食事ができるよう努める。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故の無いよう細心の注意を払い、個々の能力や身体状況に応じた介助をおこなう。また、ゆっくりと安心して安全な入浴ができるよう努める。

③ 送迎サービス

安全に配慮した合理的なコース設定を行ない、常にご利用者の状態を観察しながらの運

行に努めるとともに、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わりの場となるよう心掛ける。また、車内外の緊急時の対応が迅速にできるよう努める。

④ 日常生活の援助

ご利用者個々のADL動作に応じた援助を行ない、プライバシー保護と安全に配慮した質の高い援助の提供をおこなう。また、衛生面にも配慮し、快適な環境づくりに努める。

⑤ 健康状態の把握

来所時の健康状態を確認し、ご利用者の健康状態の把握に努める。また、健康維持について常に気を遣い不安感を持っているご利用者に対し、看護師が助言等を行ない不安の緩和を図る。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員による個別機能訓練を取り入れ、機能訓練の強化を図るとともに、心身機能を維持できるようご利用者に合わせたレクリエーションの提供、歩行訓練、音楽活動を取り入れた訓練、手芸等による日常動作訓練を行う。

⑦ 通所介護計画の作成、実施

ご利用者、ご家族の合意の基に居宅介護サービス計画書に沿った通所介護計画を作成し、計画に沿った援助を行う。また、カンファレンスを行い定期的な見直しを行う。

⑧ 介護者への助言

ご家族の希望により、家庭での介護方法等について相談助言を行う。

3 個別対応

余暇活動、創作活動は個々の身体機能・心身機能に応じ、より生きがいにつながる内容を提供する。また、少人数又はご利用者ごとのレクリエーションについて、計画的な活動となるような取り組みを行う。

4 苦情処理窓口

苦情窓口受付職員を明確化し第三者委員と共に、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処できるよう努める。

5 事業所研修計画

ご利用者が快適にセンターを利用できるよう職員の資質の向上とサービスの均一化、情報の共有化を図る。

- ① 定期的な職員会（毎月1回）
- ② 年間を通じ計画的に施設内研修会を実施
- ③ 外部研修会へ積極的に参加

6 総合事業通所介護事業

ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら総合事業通所介護サービスを実施する。要支援度の維持・改善のために日常生活上の支援などの「共通的サービス」と運動器機能向上の「選択的サービス」を実施する。

《デイサービスセンター緑林荘》

平成30年度後半からは、稼働率が約90%と受け入れは順調であるが、引き続き、総合事業対象者の増加や、要介護度の高いご利用者の減少により、利用料収入は横ばいになることが見込まれる。また、認知症のあるご利用者のご家族からのレスパイトケアの要望が多く、利用回数の多いご利用者の割合がさらに増加していくことが予想される。

また、建物や備品等が老朽化しつつあるため、定期点検や修繕を実施し、耐用年数の延長を図るための管理の徹底と保全にも努めていきたい。今年度は町の補助を受け、全館の照明をLED電球に交換する。さらに、各種記録類にICT（タブレット）を導入し、生産性を高めたい。

年間行事計画

- 4月 お花見弁当
 - 7月 第13回りょくりん交流会
 - 9月 敬老会（敬老御膳）
 - 12月 クリスマス会、年忘れ会・餅つき
 - 1月 新年会
- ※上記の他、地元の保育所や小学生と交流をおこなう

防災訓練

- ・火災や地震（年2回）、風水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施する。
- ・地域の自主防災組織と連携して福祉避難所運営訓練を実施する。

環境整備

- ・敷地内の清掃・草刈・木の伐採作業を年2回（6月・9月）行う。
- ・その他、草刈りや花壇の整備を定期的に行う。

《デイサービスセンターさくら貝》

さくら貝においては、昨年7月から定員が15名になり、徐々に利用者数が増加しているが、今年度はさらにどの曜日も定員いっぱいまで受け入れることができるよう地域住民やケアマネージャーに発信していく。

また、地域と連携を図りながら、地元の高齢者の生活を支える拠点として生活支援をおこなっていききたい。

年間行事計画

- 4月 お花見弁当
- 9月 敬老会
- 12月 クリスマス会、忘年会、餅つき
- 1月 新年会
- 2月 第5回さくら貝交流会

※上記の他、次の項目をその都度実施

- ・クッキング（昼食・おやつ）を毎月各2回実施
- ・ご利用者の誕生日には手作りのカード、敬老の記念品をプレゼント
- ・歌謡ショーの開催（年2回）5月・9月
- ・保育園児や地域住民との交流、ボランティアの受け入れなど積極的に行う

防災訓練

- ・火災や地震（年2回）、風水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施する。

環境整備

- ・保育所と連携しながら、清掃・草刈・花壇の手入れ・木の伐採作業などを行う。

その他

- ・四万十町からの委託により『地域生活支援事業』を行う。

《居宅介護支援事業所 りょくりん》

昨年には介護保険法の改正や居宅介護支援事業所の指定等の権限が県から市町村に移譲され、今まで以上に地域包括支援センターとの関わりが密となり、今後も社会情勢や介護保険法の動向を把握しつつ、連携、協力体制を整えていく必要がある。

利用者状況については、高齢化がすすみ、介護度が増すことによる介護者の介護負担が大きくなり、短期入所生活介護や定期的に入退所を繰り返す方が多くなっている。また、介護者も高齢化しており、在宅生活への不安が高まっている状況にある。

収入についても、流動的であり、介護認定を受けたもののサービスにはつながらない利用者もおり不安定な見込みが予測される。これまで以上に地域のニーズやご利用者、ご家族の思いをしっかりと受け止め、それぞれのご利用者の自立支援に向けたマネジメントを行い顧客満足度の向上を目指したい。

研修については、日本介護支援専門員協会主催の全国大会へも参加し、介護保険法のみならず、ご利用者のニーズ多様化に対応できるよう、幅広い知識や援助技術習得の向上に努めたい。

また、市町村、病院、通所サービス事業所、訪問サービス事業所、福祉用具事業所など関係機関やご家族、地域の方々とも連携を深め、協働しながら、ご利用者が安心して暮らすことができるよう取り組みたい。

【基本事業】

- 1 ケアプランの作成
- 2 介護保険の申請、更新申請の代行
- 3 予防給付におけるケアマネジメント業務の実施（四万十町からの委託）

[在宅高齢者等への配食サービス事業]

在宅福祉サービスの充実を図るうえで配食サービスの役割は大きく、四万十町から配食サービス事業委託を受け、在宅の調理困難な高齢者等に他の食関連サービスと調整を行いながら、必要な人に栄養バランスのとれた配食サービスを提供することにより、食事の面で安心した在宅生活を送れるように支援する。また、配食時には配達者が必ず声掛けを行い、安否確認を図るとともに、異常時には速やかに関係者へ通報を行うなどの的確な対応を実施していく。

今年度、厨房の増改築工事を行うことで、喫緊の課題であった食事の盛付け場所を確保することができ、洗浄から、盛付け、配送の一連の工程がスムーズに流れるようになる。これまでの対応可能食数（1日平均9.5食）に柔軟な対応ができるようになるが、3コースの配送内において、各関係機関と連携しながら配食数の拡大に努めることとする。また備品類の買替や購入を行うとともに、容器の回収の抜かりや自宅での食器入れ忘れを無くすための声掛けにも取り組む。

(1) 四万十町委託事業

＜四万十町配食サービス事業＞

要介護・障害の認定を受けている対象者

＜四万十町第1号生活支援事業に係る配食サービス事業＞

介護予防（要支援1・2及び事業対象者）の認定を受けている対象者

(2) 配食サービス事業（独自）

個人契約による（全額自己負担者）配食サービス事業

(3) 事業の目的

食事の確保が困難な高齢者等に対し、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行い、自立した生活を確保することを目的とする

[地域における公益的な取組]

社会福祉法人制度改革のなかで「地域における公益的な取組」を実施する責務が規定され、社会福祉法人が地域からの期待に応じていく必要性があります。今年度より地域貢献委員会を設置し、新たな取組み等さらに地域における公益的な取組みを積極的に展開していく。

地域における公益的な取組み項目及び内容

- 1 (地域に向けた事業展開)
 - ・ 地域の高齢者等を対象とした配食サービス事業

- 2 (地域その他機関とのネットワーク活動)
 - ・ 地元の小学校・中高生との交流や実習生の受け入れを通して、関係機関とのネットワークづくりの取組み

- 3 (福祉避難所の活用)
 - ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくりの取組み
 - ・ 避難スペースを活用した地域住民と共に講演・研修会の実施

- 4 (既存事業の利用料の減額・免除)
 - ・ 介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担軽減を実施

[職員研修計画]

明成会の職員として、法人、施設の方針にもとづき、福祉専門職として使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるように組織全体でサービスの質の向上と定着につながる育成的な職場環境づくりを目指す。

法人研修として、各事業所が一年間取り組んだ事例や研究を発表することにより、事業所間の情報の共有、交流を図りながら、専門性の高いサービス・チーム力の向上を目指す。また、今年度は地域の方々を巻き込んだ魅力ある研修会を企画することで地域福祉の拠点づくりの一つとして、積極的な情報発信と法人の使命を模索していきたい。

さらに、外部研修に積極的に参加し、専門的知識の習得・他施設職員との情報交換を行い、明成会の目指すサービスへ繋がるよう学習を行っていく。

1 法人研修

研修内容	対象者	目的
法人研究発表会	全職員	法人内の研究や積極的な取り組み内容について、互いに発表し合うことで内発的モチベーション向上を目指す。(年1回)
外部講師による研修会	全職員 地域住民	対象者に地域の方も含め、新しい知識や情報得るとともに、地域の方と交流を深めながら心身のリフレッシュを図る。(年2回)
公開セミナーの受講	代表職員	ホスピタリティあふれるサービスの実践方法など、顧客満足を作り出す大切な要素を学ぶため公開セミナーを受講する。(年1回)
経営理念・経営方針についての研修	全職員	明成会の経営理念と経営方針の理解と浸透を図るために、ディスカッションを行う。(年1回)
人権学習会	全職員	福祉の動向や福祉専門職としての役割について学習する。(年1回)
人事評価者研修	人事評価者	人事評価制度運用の実務について定期的な学習を行う。(年2回)
事業継続計画 (BCP)	全職員	事業継続計画の理解及び机上型訓練の実施 『南海トラフ地震や風水害など災害時の対応について』 (年1回)

2 事業所研修

【 オイコニア 】

研修内容	目 的
リスクマネジメント	福祉施設におけるリスクマネジメントについて知識を身に着け、事故を回避するための視点を養い事故防止につなげるとともに、日頃の記録の大切さや事故発生時の対応方法を学ぶ
夜間緊急対応	夜間の緊急対応の実践を行い、マニュアルの徹底と見直しを行う。緊急時の対応と連携の強化を図る
リフレッシュ研修	日頃の業務から離れ、リフレッシュすることで新鮮な気持ちでご利用者と向き合える研修を企画する
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や食中毒への対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る
心肺蘇生(AED)	心肺蘇生(AED)の対応・使用方法・必要性の理解を学び、緊急時に対処できる職員の強化を図る
虐待防止	障害者の人権や虐待について理解を深め、虐待や身体拘束の予防につなげるとともに、ご利用者個々の自立への取りくみについて考える
ノーリフト研修	福祉機器や福祉用具の使用方法や特性の理解をするとともに腰痛予防に努め、ご利用者と職員が共に安心できる支援を行う意識を持つ
講座	精神障害や高次機能障害について、心理を理解して知識を活かし確かな技術で援助する支援を学ぶ

【デイサービスセンター緑林荘・さくら貝・居宅介護支援事業所りょくりん】

研修内容	目 的
介護技術研修	介護の在り方の原点に戻り、基本に基づいた実践を通しての応用、個々の技術の評価を行い、技術の向上を目指す。
認知症ケア研修	疾患別の認知症ケアに関する知識を習得し、早期発見・進行予防に取り組み、専門性の高いケアの提供を目指す。
救急法・避難訓練	救急法を習得し、緊急時の対応・救命処置技術の向上を図る。
感染症研修	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や食中毒への対応、まん延防止策について理解を深める。
倫理・法令遵守研修	高齢者虐待防止や、法令順守について学び、ご利用者の尊厳を保つサービスを常に実践する。
介護予防研修	介護予防についての理解を深める。
事故予防研修	ヒヤリ・ハット報告の検証と事例検討を行い、事故発生時の対応について周知する。
権利擁護研修	プライバシーの保護、個人情報保護、身体拘束について理解を深め、ご利用者の権利を守るサービスを常に実践する。
食事形態研修	ご利用者個々の嗜好や、食事形態について再確認し、安全な食事の提供を行う。
災害時研修	非常災害時の対応について協議し、職員の連携を深める。
マニュアル研修	マニュアルの見直しを行い、最新の制度やご利用者の状況などに応じた内容に変更する。

【グループホーム笑和・相談支援事業所わらわ】

研修内容	目 的
経営理念について	明成会の理念等について理解と浸透を図る
災害時研修	火災、地震、風水害土砂災害を想定した訓練を実施し、災害時にご利用者を安全に避難できるよう職員間の連携と強化を図る
リスクマネジメント	リスクマネジメントについて知識を身に付け、事故を回避するための支援を養い事故防止につなげる
虐待防止	虐待について理解をし、虐待予防につなげる
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症などの対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る
プライバシー保護	プライバシーの保護や個人情報保護等に理解を深め、ご利用者の権利擁護につなげる
相談支援の現状	事業内容や現状について理解を図る

3 自己啓発の支援

職員が自発活動として自らの専門知識の習得・能力開発を目的に休暇を利用し、外部研修会に参加する場合、研修参加費等を援助することにより、職員の経済的負担を軽減する。